

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年10月21日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	富岡線2号点検後の復旧において、保護継電器盤電源を投入したところ、インサーネット基板の動作不良が認められたため、当該基板を点検・修理。 なお、富岡線2号の使用に問題なし。	GIII	
2	1号機	内側主蒸気隔離弁(B)において、当該弁全閉状態にもかかわらず、計算機アラームタイプに開閉が継続的に印字されていることが認められたため、当該弁の位置検出スイッチを点検・修理。	GIII	
3	2号機	制御棒駆動系水圧制御ユニットにおいて、アキュムレーター充填水弁シート部に漏えい(29体の水圧制御ユニット)が認められたため、点検・修理。	GIII	
4	3号機	所内低圧電源設備配電盤(モーターコントロールセンター3C-1-7(5B))の点検において、制御用コネクタの未取付けが確認されたため、当該制御用コネクタを接続。	GIII	